

健康保険委員を募集しています

健康保険委員の活動内容

健康保険委員とは・・・事業所と協会けんぽをつなぐ **橋渡し役** です！

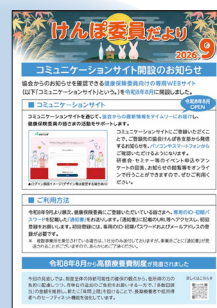
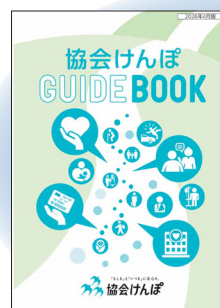
- ・従業員様からの健康保険に関する相談対応
- ・協会けんぽからのお知らせを職場で周知(広報誌の回覧・掲示等)など

※活動等の強制はございません。可能な範囲でのご協力をお願いします。



健康保険委員のメリット

- ・健康保険の事務手続き(冊子)を配布
- ・委員限定の研修会などへ無料で参加可能
- ・委員専用広報誌「けんぽ委員だより」を定期的にお届け
- ・会費は一切かかりません



健康保険委員の登録条件

- ①協会けんぽ大分支部にご加入の方(被保険者の方)
- ②健康保険委員に登録することについて、事業主からの同意を得られる方
- ③健康保険の事務経験者またはその管理者(直接のご担当者でなくても結構です)



※健康保険委員の新規登録申込用URLは、協会けんぽ大分支部のホームページに掲載しております。



コミュニケーションサイト開設のお知らせ

協会からのお知らせを確認できる**健康保険委員向けの専用WEBサイト(コミュニケーションサイト)**を令和8年8月に開設いたしました。

協会からの最新情報をタイムリーにお届けし、皆様の活動をサポートします！

※新規登録申込後、協会より初回登録に使用する「通知書」を送付いたします。「通知書」に記載された「ログインID」及び「初期認証パスワード」を使用して、初回登録をお願いします。

今年度も健康保険委員向けの研修を実施します。
健康保険委員の登録をお待ちしております。

定期健康診断(事業者健診)の結果データの提供をお願いします

提供対象:事業主様が実施する定期健康診断を受けた従業員の健診結果
(生活習慣病予防健診等受診者は除く)

定期健康診断(事業者健診)結果データを協会けんぽに提供することは
法律で義務付けられている※1ため個人情報保護上問題ございません。
また提供にあたり**本人からの同意は不要**※2です。

※1 高齢者の医療の確保に関する法律第27条、健康保険法第150条

※2 個人情報の保護に関する法律第27条

健診結果データを提供するメリット

健康保険料率に反映されます

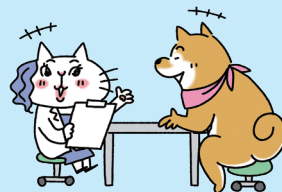
インセンティブ制度の評価指標の一つである「特定健診等の受診率」が向上し、皆さまにご負担いただいている健康保険料率の引き下げにつながる可能性があります。

協会けんぽ大分 インセンティブ制度



特定保健指導が受けられます

健診結果により、生活習慣の改善が必要と判定された方は、保健師等の健康づくりの専門家による健康サポートが無料で受けられます。



協会けんぽ大分 データ提供

検索



仕事中・通勤途中のケガに健康保険は使えません

労災に該当するかの判断は、労働基準監督署が行います。
事業所様や従業員様が**労災保険と健康保険のどちらを使用するかを選択することはできません。労災に該当するかの判断に迷った場合は、事業所様を管轄する労働基準監督署にご相談ください。**

労災保険に関する
パンフレットはこちら
(厚生労働省作成コンテンツ)▼



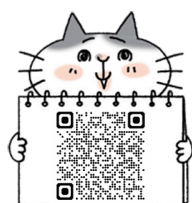
労災に該当する場合に健康保険を使用すると…

一時的に治療費を全額自己負担しなければならない可能性があります

電子申請サービスのご案内

- 現金給付の申請や任意継続に関する申請など、**健康保険の主要なお手続き**について利用可能です!
- 「郵送すること」の**手間／時間／費用をかけずにオンラインで**申請手続きが完了します!

電子申請サービスの
詳細はこちら▼



**協会けんぽアプリ
配信中です!**

けんぽアプリからも電子申請が利用できます!
あなたの健康に役立つ情報もお届け中♪

Android



iOS



発行:



全国健康保険協会 大分支部
〒870-8570
大分市金池南1-5-1 J:COMホルツホール大分(MNCタウン2階)
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/> 電話 097-573-5630

協会けんぽ 大分

検索